令和３年度　宇治市特別職報酬等審議会
（第２回）

令和３年１０月２１日(木)
９時３０分～
場所：宇治市役所本庁
８階大会議室

議事次第

１　今後の審議予定について

２　審議等

（１）京都府人事委員会勧告について

（２）第６次総合計画の概要等について

（３）答申の方向性について

３　その他

裏面［配布資料一覧］

［配布資料一覧］

議事次第

資料１　　今後の審議予定

資料２　　令和３年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告の概要」

資料３－１　第６次総合計画基本構想（案）概要版

資料３－２　基本構想及び中期計画重点施策（案）

資料３－３　第６次総合計画の全体像（案）

資料４　　人件費関連資料

資料１

令和３年１０月２１日

令和３年度　審議実績・今後の予定

回次・開催(予定)日	主な審議内容
第１回 令和3年9月14日(火)	・本市の財政状況等 令和３年度予算のポイント 令和２年度普通会計決算概要 ・人事院勧告について ・他団体との比較状況について ・一般職の給与の状況について
第２回 令和3年10月21日(木)	・京都府人事委員会勧告について ・第６次総合計画の概要等について ・答申の方向性について
第３回 令和3年11月2日(火)	・答申案について
答申 令和3年11月上旬	

資料2

令和3年9月28日
京都府人事委員会

令和３年京都府人事委員会の「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

本年のポイント

- 月例給の改定なし　民間給与との較差が極めて小さいため、月例給の改定を行わない
- ボーナスを0.15月分引下げ（4.45月→4.30月）

1　民間給与との比較

(1) 月例給

	民間給与	職員給与	民間給与との比較	
管理職員の給料月額のカット※措置がないものとした場合	374,708円	374,731円	▲23円（▲0.01%）	職員給与が民間給与を上回る
管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額		373,874円	834円（0.22%）	職員給与が民間給与を下回る

※　カット措置がないものとして、民間給与との均衡を図ることとしている

公民較差イメージ図

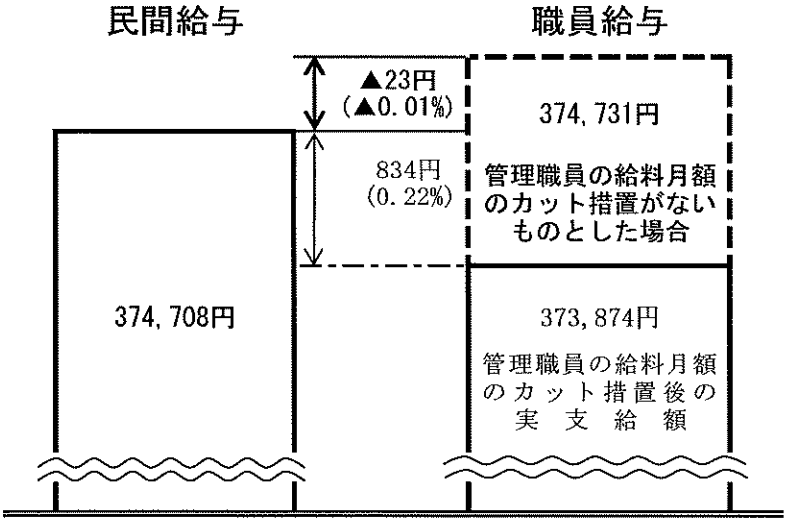

(2) 特別給（ボーナス）

	民　間	職　員
年間支給月数	４．３０月	４．４５月

年間支給月数は、職員が民間を0.15月分上回る

2　給与改定の内容及び実施時期

(1) 月例給

本年の公民較差は極めて小さく、給料表等の適切な改定が困難であるため、月例給の改定を行わない

(2) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう0.15月分引下げ（年間支給月数4.45月→4.30月）

民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

一般の職員の場合の支給月数

		６月期	12月期	年間
３年度	期末手当 勤勉手当	1.275月　(支給済み) 0.95月　(支給済み)	1.125月　(現行1.275月) 0.95月　(改定なし)	2.40月 1.90月
４年度以降	期末手当 勤勉手当	1.20月 0.95月	1.20月 0.95月	2.40月 1.90月

実施時期：この勧告を実施するための条例の公布日

(3) 50歳台後半層の職員の昇給制度の見直し

50歳台後半層の公民の給与差の是正、世代間の給与配分の適正化等のため昇給抑制措置を導入

実施時期：令和５年４月１日までのできる限り早期に制度改正を行うこと

3　WITHコロナ・POSTコロナ社会の人事管理等のあり方

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい価値観や行動変容を踏まえ、効率的に業務を推進し、特定の部局や職員等に過度な負担とならない執行体制を確保し、職員が一丸となって新しい時代に対応していく必要

4　職員の勤務環境

(1) 総実勤務時間の短縮

- 時間外勤務命令の上限規制など勤務時間に係る労働法制の遵守
- 客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理及び適時・適切な手当の支給
- 情報通信技術の活用等を通じた事務事業の効率化等を進め、時間外勤務を削減

(2) 教育職員の勤務時間

- 「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく業務改善の着実な実行
- １年単位の変形労働時間制については、制度趣旨に沿った運用がなされるよう対応

(3) 健康の保持増進

- 定期健康診断等の全員受診の徹底及び精密検査の受診促進
- 予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止の各場面におけるメンタルヘルス対策の推進
- 新型コロナウイルス感染症対応に従事する職員の心身の健康管理

(4) 仕事と家庭の両立

・　職員相互の理解や協力を含む職場全体としてのサポート体制構築等により、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりを推進

(5) テレワークの推進

・　WITHコロナ・POSTコロナ社会における一つの勤務形態として定着させる必要
・　制度の運用や仕事の進め方等について、全職員の認識共有等

(6) 職場における適正な勤務環境の確立

・　労働安全衛生法等に適切な対応をするとともに、働きやすい勤務環境を整備
・　新型コロナウイルス感染症対応業務に従事する職員の感染防止
・　ハラスメントの防止と発生時の適切な対応を推進

(7) 会計年度任用職員の勤務条件

・　関係法令を踏まえた適正な制度運用と適切な勤務条件の確保

5　人事管理

(1) 人材の確保・定着等

・　様々な職種で、公民間・公務間の人材獲得の競合が激しくなる中、多様な有為の人材の確保・定着に向けて、受験勧奨や採用辞退防止、離職防止等の対策を推進
・　障害種別に関わりない積極的な雇用と障害の特性に応じた勤務条件や職場環境を整備し、能力を十分に発揮できる組織づくりを推進

(2) 職員の育成・活躍

・　人材確保・育成指針等に基づく職員の資質・能力の向上や積極的な育成・登用、効果的な研修を通じて専門性と使命感を持った人材を計画的に育成

(3) 公務員倫理の徹底

・　法令遵守や高い職業倫理を求められることを踏まえた、研修や啓発など実効性のある取組の徹底

6　定年の引上げ

・　定年の引上げに係る職員の勤務条件は国家公務員との均衡、本府の実情等を考慮して定めることが適当

参考

○ 府職員の平均年間給与額 （令和３年　行政職　平均年齢41.8歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,185千円	6,127千円	▲58千円

○ モデル給与例（令和３年 行政職）

職務段階	年齢（級）	扶養親族	年間給与		
			勧告前	勧告後	差
			千円	千円	千円
係　員	２５歳（１級）	なし	3,641	3,607	▲ 34
	３０歳（２級）	配偶者	4,444	4,404	▲ 40
副主査	３５歳（３級）	配偶者 子１人	5,412	5,360	▲ 52
主　査	４０歳（４級）	配偶者 子２人	6,697	6,631	▲ 66
課長補佐	４５歳（４級）	配偶者 子２人	7,283	7,211	▲ 72
課長級	５４歳（６級）	配偶者 子２人	8,913	8,830	▲ 83
副部長級	５６歳（８級）	配偶者 子１人	10,875	10,766	▲ 109
部長級	５７歳（９級）	なし	11,639	11,524	▲ 115

(注)・大卒(一類)採用者を例に、給料(管理職員1.5～2%カット)、扶養手当、地域手当(京都市内)、管理職手当を基礎に算出
・年齢は年度末年齢

過去の人事委員会勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		備考
	公民較差	改定	支給月数	対前年増減	
平成10年	0.74%	給料表引上げ 扶養手当、単身赴任手当引上げ	5.25月	—	高齢層職員の昇給制度改正
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	＜年間給与で初の減少＞ 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（2年度～）
令和2年	▲0.01%	—	4.45月	▲0.05月	○獣医師に対する初任給調整手当の創設（3年度～）
令和3年	▲0.01%	—	4.30月	▲0.15月	高齢層職員（55歳超）の昇給制度改正

資料３－１

第４回宇治市総合計画審議会 令和３年９月７日	資料⑥

宇治市第6次総合計画基本構想（案）
概要版

2021（令和3）年9月7日

宇治市第6次総合計画の序論及び基本構想の構成

宇治市第6次総合計画の序論及び基本構想の構成・目次は以下のとおりです。

Ⅰ.序論

第1章　はじめに

1.総合計画策定の趣旨
2.総合計画の構成
3.第6次総合計画の特徴

第2章　策定の背景と目的

1.本市の特性
（1）地理的特徴
（2）歴史的背景
（3）人口
（4）産業
2.社会潮流
（1）人口減少及び少子高齢化の進行
（2）持続可能な社会の実現に向けた取組
（3）産業構造の変化と地域産業の振興
（4）生活に対する脅威の増加
（5）情報通信技術の飛躍的な進歩
（6）広域交通ネットワークを活かした新たな価値の創出

Ⅱ.基本構想

第1章　基本構想の基本的な考え方

1.目指す都市像
2.目標年次・計画期間
3.人口ビジョン
4.将来都市構造

第2章　まちづくりの方向

1.安全・安心に住み続けられるまち
2.子育て・子育ち支援が充実したまち
3.誰もがいきいきと暮らせるまち
4.地域経済が活発なまち
5.伝統と歴史が輝くまち

第3章　まちづくりの土台

1.まちづくりの土台となる取組
（1）時代の潮流を捉えた市政運営
（2）多様な主体との連携・協働と担い手づくりの推進
（3）将来を見据えた持続可能な行財政運営

Ⅰ.序論

第1章　はじめに

1.総合計画策定の趣旨

総合計画は、**「宇治市のまちづくりの最高指針」**であり、すべての市民や関係団体にとっても重要な意義を持つものです。

「宇治」の恵まれた自然・歴史遺産・伝統文化を次世代に継承・発展させ、新しい宇治の魅力を創出し発信していくことで、誰もが住みたくなる、住み続けたくなる「ふるさと宇治」を築いていくことを目的に策定します。

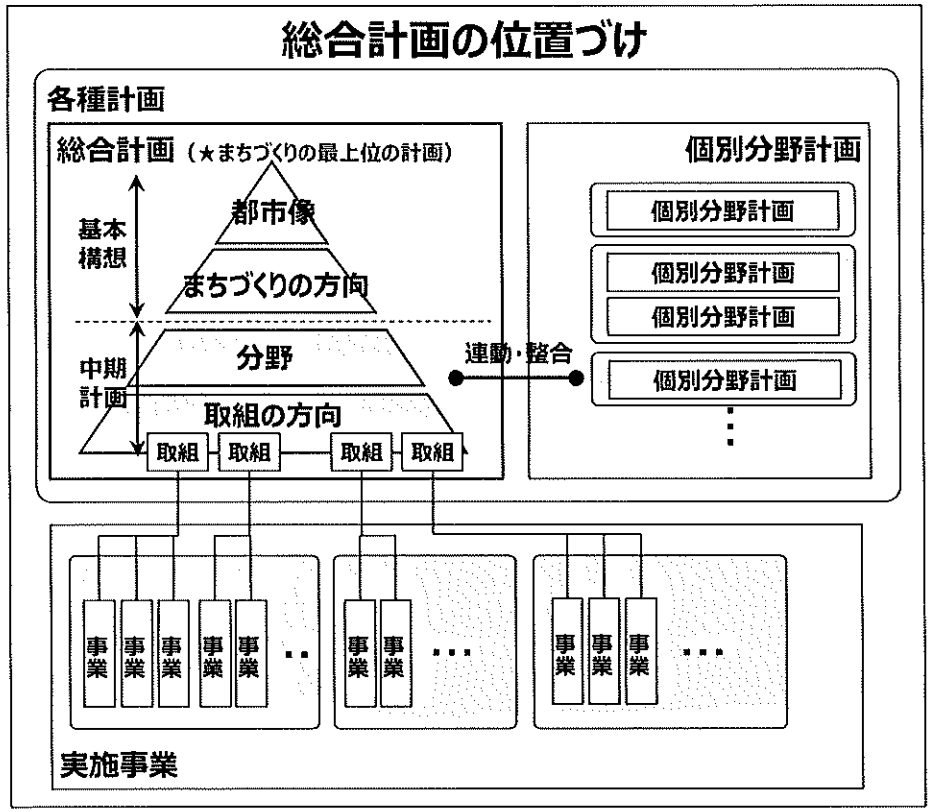

2.総合計画の構成

基本構想は、計画期間を12年間としながら、20年～30年後も視野に入れた長期的な展望に立ち、宇治市の今後のまちづくりの基本的な方向性を定めた指針とします。

中期計画は、計画期間を４年間とし、急激かつ大きく変化する社会経済状況に柔軟に対応しやすい実現性の高い計画を目指します。

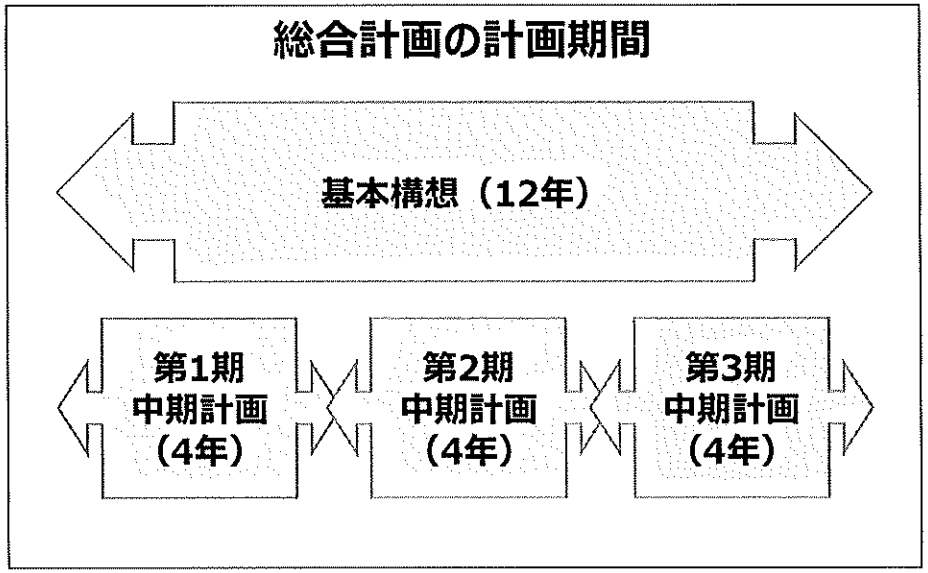

3.第6次総合計画の特徴

第6次総合計画の策定にあたり、以下の3つの考え方を盛り込むことで、市民と目標を共有し、目指す都市像の実現を着実に進めていきます。

①新たな目指す都市像の設定

少子高齢化の進行や新型コロナウイルスなど急速に変化する社会状況等を踏まえ、これまでのまちづくりを守り繋げながら、新しいまちを市民と共に創るため**目指す都市像を新たに設定**しています。

②まちづくりを進める上での土台の構築

目指す都市像の実現に向けたすべての取組に共通して**必要不可欠な要素**（市民等と行政の協働、行財政運営など）を土台として設定しています。

③重点施策の絞り込み

今後4年間で力を入れて取り組む**分野横断的・組織横断的な目標**を重点施策として設定しています。

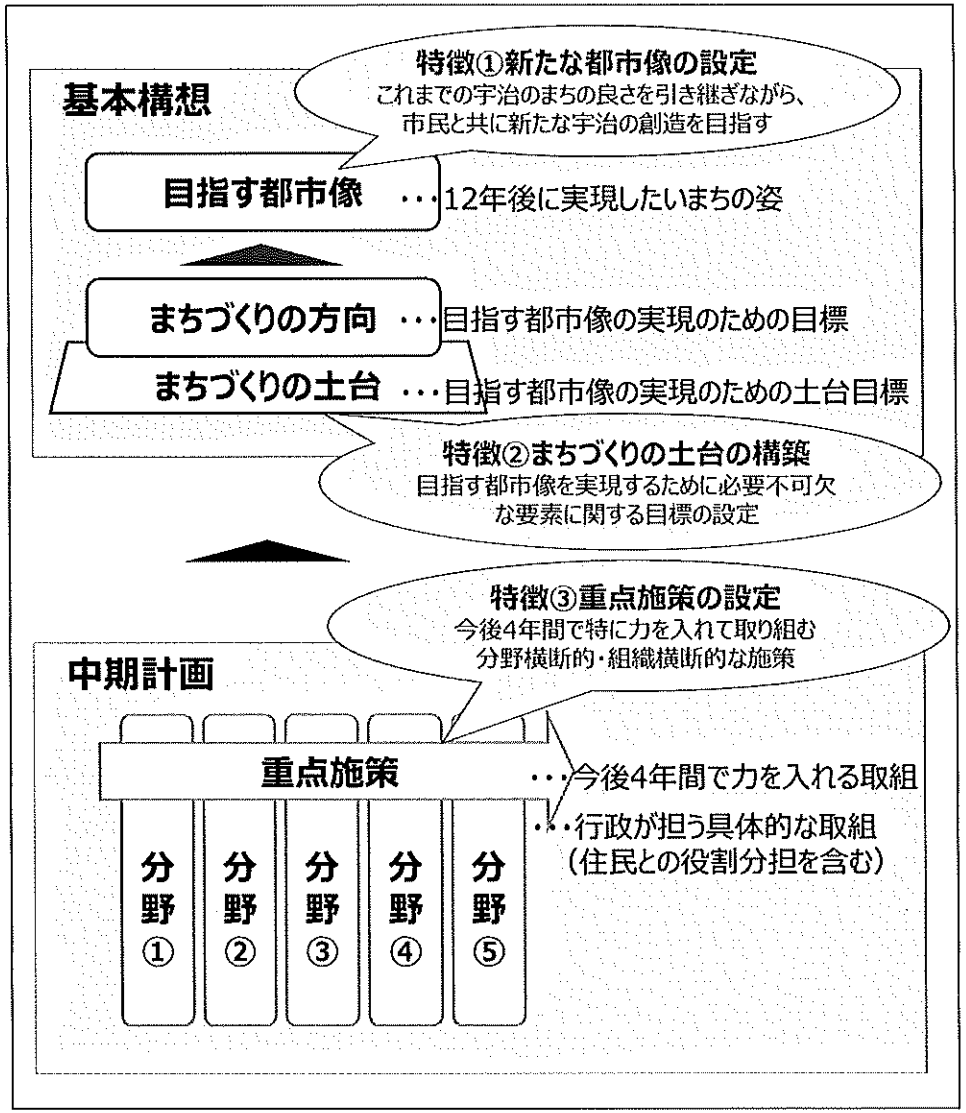

第2章　策定の背景と目的

1.本市の特性

（1）地理的特徴

宇治市は、主に東部の山間地帯、中央部の丘陵地帯、西部の沖積低地の3つに区分されており、丘陵地帯と沖積低地に広がる市街地を二分する形で、市の中央部に宇治川が流れています。

（2）歴史的背景

宇治市は、古くから交通の要衝として発展してきました。また、「宇治茶」は高級日本茶の代名詞とされ、茶業は現在も世界に誇れる伝統産業となっています。

これまで培われてきた歴史と文化は、市民の精神的な支柱であり、それを引き継ぎ未来に継承していくことは、市民一人ひとりに課せられた大きな使命となっています。

（3）人口（長期的人口推計・変動見込み）

宇治市の年齢3区分による長期的な人口推計は以下のとおりであり、少子高齢化が進むことが予測されています。

	2020年（R2年）	2030年（R12年）	2040年（R22年）	2050年（R32年）
65歳以上	54,383人	54,785人	57,959人	54,666人
15～64歳	108,121人	95,548人	73,947人	59,791人
0～14歳	22,699人	17,837人	15,239人	12,794人
合計	185,203人	168,170人	147,145人	127,251人

（4）産業

①農業

宇治市の農業は、稲作を中心に、伝統的作物である茶の生産及び大都市近郊という条件を活かした都市近郊型農業が行われています。

②商業

2016年（平成28年）の経済センサス活動調査結果では、2012（平成24）年と比べて、事業所数及び従業者数が減少しています。

③工業

2019（令和元）年の工業統計調査結果では、市内で製造業を営む事業所数及び従業員数は、2014（平成26）年と比べて増加しており、製造品出荷額等も増加しています。

2.社会潮流

（1）人口減少及び少子高齢化の進行

わが国では2008年（平成20年）をピークに人口減少に転じ、人口減少が今後も進行することが推計されています。
また、生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しています。

そのため、少子高齢化の進行する中で、**まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針に沿った取組の推進**が求められています。

（2）持続可能な社会の実現に向けた取組

わが国では、温室効果ガスの排出量を2050年（令和32年）までに実質ゼロにする方針が発表されています。また、2015年（平成27年）に**SDGs**が国連193の加盟国の全会一致で採択されました。このように地球温暖化対策をはじめ、**地域における課題解決及び持続的な発展を実現し、地方創生を推進**することが求められています。

（3）産業構造の変化と地域産業の振興

地域産業を取り巻く環境は、情報通信技術の進展や市民の価値観やライフスタイルの多様化など変化しています。また、経営者の高齢化や後継者不足など、地域の産業及び企業における労働生産性向上を図る競争力強化の取組が重要となっています。そのため、**地域の特性や資源を活かした地域産業の振興**が求められています。

（4）市民生活に対する脅威の増加

わが国では、大規模な地震災害や集中豪雨及び大型台風等の自然災害が各地で発生しています。また、現在、世界中で感染が拡大している新型コロナウイルスは、人々の生活に大きな影響を及ぼしています。そのため、生活に対するあらゆる脅威を想定し、**人命の保護や維持すべき重要な機能が機能不全に陥ることなく、迅速な復旧復興を可能にする地域づくりを平時から進めていく**必要があります。

（5）情報通信技術の飛躍的な進歩

あらゆる産業で情報通信技術（ICT）を活用した効率化が図られており、IoT、ビックデータ、AI（人工知能）、ロボット技術等は産業構造と社会に激変をもたらしています。

人口減少や高齢化が進む課題先進国であるわが国こそ国際社会の先頭に立ち、**経済発展と社会的課題の解決をテクノロジーの活用で両立させるSociety5.0の実現**が求められています。

（6）広域交通ネットワークを活かした新たな価値の創出

京都・奈良・大阪の間、近畿地方の中央部に位置し、交通の便を活かし古くから発展してきた歴史的地域である山城地域では、新名神高速道路の全線開通を令和5年度を目標に整備が進められています。それを見据えて、**それぞれのエリアの特性に応じたまちづくりの推進**が求められています。

Ⅱ.基本構想

第1章　基本構想の考え方

1.目指す都市像

一人ひとりが輝く

伝統と新たな息吹を紡ぐまち

個人を尊重し、**一人ひとりを大切にする**社会を構築することで、**人と人がつながる**まちづくりを進めるとともに、お茶、歴史、文化など、これまでの**引き継がれてきた宇治市の良さを継承**しながら、それぞれの**新たなチャレンジを応援**することにより、宇治市の**新たな魅力を創出**することで、これまで以上に誇りと愛着を感じることのできる宇治のまちを創造するため、「一人ひとりが輝く　伝統と新たな息吹を紡ぐまち」を目指す都市像とします。

2.目標年次・計画期間

3.人口ビジョン

現在の将来人口推計では、令和22年において、約15万人となっておりますが、このような人口減少、少子高齢社会の進行の中でも、人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展するまちを目指し、第2期宇治市人口ビジョンにおいては、令和22年で約17万人を目標に設定しています。

4.将来都市構造

将来的な市街地の範囲

- 豊かで快適に暮らせる都市の形成を進める区域
  市街地ゾーン
- 自然を守り、自然と共生していく区域
  集落地ゾーン、農業生産ゾーン、山間自然ゾーン

将来的な都市の骨格

- 環境負荷の小さい鉄道網の強化
- バランスのとれた道路の幹線網の確立
- 宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観
- 水とみどりのネットワークの形成
- 都市防災の充実
- 活力ある都市を目指す新たな取組

第2章　まちづくりの方向

各領域（まちづくりの方向）の具体的な目標（ゴールイメージ）は以下のとおりです。

1.安全・安心に住み続けられるまち	身近に起こる自然災害や犯罪などから**市民の生命と財産を守る**ため、関係機関との連携強化や市民一人ひとりの意識の向上を図るなど、安全・安心に住み続けられるまちを目指します。
2.子育て・子育ち支援が充実したまち	人口減少、少子高齢化が進む中、**次代を担う子ども達を育てる**ため、結婚から妊娠・出産・子育て・学校教育に至るまで、安心して子育てができる環境づくりを進め、子育て・子育ち支援が充実したまちを目指します。
3.誰もがいきいきと暮らせるまち	誰もが住み慣れた地域の中で、**いつまでも安心して、自分らしく健康で元気に暮らせる**よう、必要な支援を受けることができ、みんなで支えあう、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。
4.地域経済が活発なまち	**誰もが便利で安全・安心に移動できる**、**地域特性を活かした都市基盤整備**とともに、**将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくる**など、地域経済が活発なまちを目指します。
5.伝統と歴史が輝くまち	**人口減少、少子高齢社会の中でも選ばれるまちとなる**ため、宇治の伝統と歴史を活かした魅力あるまちづくりを進め、未来においても伝統と歴史が輝くまちを目指します。

第3章　まちづくりの土台

各領域（まちづくりの方向）のすべての目標を実現するために必要な土台の目標（ゴールイメージ）は以下のとおりです。

1.まちづくりの土台となる取組

（1）時代の潮流を捉えた市政運営

SDGsや脱炭素社会（カーボンゼロ）、技術の進歩などの**社会情勢の変化**や新型コロナウイルス感染症の蔓延により、人々の働き方や生活に大きな影響を与え、これまでの**価値観が大きく変化**してきているため、そのような時代の流れに即した市政運営を目指します。

➡具体的な内容

DX・Society5.0、SDGs、情報発信、地方創生

（2）多様な主体との連携・協働と担い手づくりの推進

行政とともに、市民や企業、関係団体、ＮＰＯ、大学等、市に関わる**すべての人・組織が主役**となり、これからの新しい時代に魅力あるまちづくりを、それぞれが、それぞれの場所で実践できることを目指します。

➡具体的な内容

産・学・官・民（市民・NPO等）等“オール宇治体制”、ひとづくり

（3）将来を見据えた持続可能な行財政運営

少子高齢化が進行していく中で、**行政サービスの維持・向上を図る**ため、限られた資源・財源を最大限に活用し、より効果的・効率的な行財政運営を目指します。

➡具体的な内容

健全な行財政運営、組織改革・人材育成、広域連携

資料３－２

第４回宇治市総合計画審議会 令和３年９月７日	資料⑦

基本構想及び中期計画重点施策（案）

2021（令和3）年9月7日

1.第５次総合計画と第６次総合計画の変更点について

		第5次総合計画	第6次総合計画	考え方（現行▶次期）
基本構想	目指す都市像	みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市	一人ひとりが輝く 伝統と新たな息吹を紡ぐまち	これまでの宇治の良さを活かしながら、新たな宇治の良さを生み出していく
	まちづくりの目標	お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治		
	まちづくりの方向（性）	環境に配慮した安全・安心のまち	安全・安心に住み続けられるまち	目指す都市像を実現するためのまちづくりの方向に加え、まちづくりを支える土台となる取組を新たに設定
		ゆたかな市民生活ができるまち	子育て・子育ち支援が充実したまち	
		健康でいきいきと暮らせるまち		
		生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	誰もがいきいきと暮らせるまち	
		歴史香るみどりゆたかで快適なまち	地域経済が活発なまち	
		信頼される都市経営のまち	伝統と文化が輝くまち	
	土台となる取組		時代の潮流を捉えた市政運営、多様な主体との連携・協働と担い手づくりの推進、将来を見据えた持続可能な行財政運営	
中期計画	重点施策	安全・安心なまちづくりの推進	①ＷＩＴＨコロナ・ＰＯＳＴコロナ時代の安全安心 ②みんなでつくる子育てにやさしい地域共生社会 ③活力あふれる産業振興と未来への投資	全体的に施策を網羅していた重点施策から、より的を絞った重点施策へ変更 取組については、まちづくりの方向と関連付け、全分野の取組を記載
		市民参画・協働の推進		
		戦略的な産業活性化の推進		
		誰もが生き生きと暮らせるまちづくりの推進		
		切れ目のない総合的な子育て支援		
		未来の宇治のまちの発展と人口減少社会を見据えた都市基盤整備		
		計画的・効率的な行財政運営の確立		
		宇治の魅力を活用したまちづくりの推進		

2.第６次総合計画について

【目指す都市像について】

目指す都市像は、20年～30年後も視野に入れた長期的な展望に立った本市の将来像を示したものです。

目指す都市像	考え方
一人ひとりが輝く 伝統と新たな息吹を紡ぐまち	個人を尊重し、一人ひとりを大切にする社会を構築することで、人と人がつながるまちづくりを進めるとともに、お茶、歴史、文化など、これまで引き継がれてきた宇治市の良さを継承しながら、それぞれの新たなチャレンジを応援することにより、宇治市の新たな魅力を創出することで、これまで以上に誇りと愛着を感じることのできる宇治のまちを創造します。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの方向について】

目指す都市像を実現するため、新たにまちづくりの土台となる取組を設定するとともに、５つのまちづくりの方向を定め、それぞれの視点から、新たな宇治のまちを目指します。

No	まちづくりの方向	目指すまちづくり	考え方
1	**安全・安心に住み続けられるまち**	**身近に起こる自然災害や犯罪などから市民の生命と財産を守るため、関係機関との連携強化や市民一人ひとりの意識の向上を図るなど、安全・安心に住み続けられるまちを目指します。**	● 近年、全国各地で発生している地震や局地的豪雨などの自然災害に対応するため、災害に関する情報発信の強化や浸水被害を防ぐための河川改修・治水対策など、計画的な防災対策の充実を図ります。
			● 身近に起こる犯罪等から、市民の生命と財産を守るため、犯罪が起こりにくい地域環境づくりや防犯体制の充実など、安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。
			● 多様化、大規模化する災害等に対し、予防活動をはじめ、行政間の連携強化や市民一人ひとりの防犯防災に対する意識の向上を図るなど、持続可能な防災防犯体制の確立を進めます。
			● 地球温暖化をはじめとする環境問題が一因と考えられる自然災害が多発する中、安全で安心して暮らせる生活環境を守るため、行政をはじめ市民一人ひとりの意識の向上を図るなど、環境に配慮した持続可能なまちを目指します。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの方向について】

目指す都市像を実現するため、新たにまちづくりの土台となる取組を設定するとともに、５つのまちづくりの方向を定め、それぞれの視点から、新たな宇治のまちを目指します。

No	まちづくりの方向	目指すまちづくり	考え方
2	**子育て・子育ち支援が充実したまち**	**人口減少、少子高齢化が進む中、次代を担う子ども達を育てるため、結婚から妊娠・出産・子育て・学校教育に至るまで、安心して子育てができる環境とともに子どもが育つ環境づくりを進め、子育て・子育ち支援が充実したまちを目指します。**	● 子育て世代の宇治市への移住・定住につなげていくため、結婚から妊娠、出産、子育ての切れ目のないきめ細やかな支援や地域で子育てを支える仕組みづくりなど、子育て世代の希望をかなえる取組を推進します。
			● 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとされているため、すべての幼児に対し、幼児教育・保育の一層の充実を図ります。
			● 急速に変化する社会に対応するため、自らの力で新しい時代を切り拓く子どもを育む学校教育をはじめ、地域との協働体制の充実を図るなど、子どもが育つ教育環境の充実を図ります。
			● 新しい時代の学びを実現するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や多様なニーズに応じた施設の高機能化、多機能化など、学校教育環境の向上を図ります。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの方向について】

目指す都市像を実現するため、新たにまちづくりの土台となる取組を設定するとともに、５つのまちづくりの方向を定め、それぞれの視点から、新たな宇治のまちを目指します。

No	まちづくりの方向	目指すまちづくり	考え方
3	**誰もが いきいきと 暮らせるまち**	**誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して、自分らしく健康で元気に暮らせるよう、必要な支援を受けることができ、みんなで支えあう、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。**	● 主体的な地域活動や様々な地域団体、NPO等との連携を促進し、地域コミュニティの活性化を図り、誰もが安心して住みやすいと感じることができるまちを目指します。
			● 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野などの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。
			● 複雑化・複合化した地域課題に対応するため、属性や分野を超えた支援体制を構築し、課題を抱える住民やその世帯への包括的な支援など、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすい仕組みづくりを進めます。
			● 誰もが生涯にわたって心身共に健康で、笑顔あふれる自分らしい生活をおくることができるよう、一人ひとりの自発的な活動の促進や状況に応じた支援をするなど、希望と生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの方向について】

目指す都市像を実現するため、新たにまちづくりの土台となる取組を設定するとともに、５つのまちづくりの方向を定め、それぞれの視点から、新たな宇治のまちを目指します。

No	まちづくりの方向	目指すまちづくり	考え方
4	**地域経済が活発なまち**	**誰もが便利で安全・安心に移動できる、地域特性を活かした都市基盤整備とともに、将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくるなど、地域経済が活発なまちを目指します。**	● 地域経済をより一層活性化させるため、地域特性を活かした産業立地や市内での多様な働く場の創出など、市内産業が持続的に成長、発展していくまちを目指します。
			● 様々な地域資源を活用した市内産業の競争力強化を図るとともに、新たな地域資源を活かした産業振興を進めることで、地域経済の活性化につなげます。
			● 市民の生活や地域経済の発展を支えるため、あらゆる世代・人の移動の利便性・安全性の向上や鉄道駅や高速道路などの地域特性を活かした都市基盤整備など、人や物の交流を活発にするまちを目指します。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの方向について】

目指す都市像を実現するため、新たにまちづくりの土台となる取組を設定するとともに、５つのまちづくりの方向を定め、それぞれの視点から、新たな宇治のまちを目指します。

No	まちづくりの方向	目指すまちづくり	考え方
5	伝統と歴史が輝くまち	人口減少、少子高齢社会の中でも選ばれるまちとなるため、宇治の伝統と歴史を活かした魅力あるまちづくりを進め、未来においても伝統と歴史が輝くまちを目指します。	● 茶や歴史、文化などは宇治ブランドとしての重要な地域資源であり、これらを守り伝えることが、宇治の魅力を活かしたまちづくりにつながるため、宇治ブランドへの支援や発信など、これまで以上に伝統と歴史が輝くまちを目指します。
			● 本市の魅力的な地域資源を活かし、宇治ブランドのイメージを国内外に展開することで、市民においても宇治の魅力を再認識し、これらの良き伝統を新たな時代に伝え、さらに発展していくまちを目指します。
			● 社会状況の変化を踏まえた観光振興が求められており、ＷＩＴＨコロナ・ＰＯＳＴコロナ時代においても安全・安心に観光ができる仕組みづくりを進めます。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの土台となる取組について】

目指す都市像を実現するため、どのような場面においても必要となる、まちづくりを支える取組を「土台となる取組」と位置付け新しい宇治のまちづくりを進めます。

No	土台となる取組	考え方
1	時代の潮流を捉えた市政運営	● 人口減少、少子高齢社会を迎える中、本市を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、人が地球で住み続けられるより良い世界をつくるための目標である「ＳＤＧｓ」や情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる「ＤＸ」など、急速に変わるこれらの社会情勢の変化を的確に捉え、地域課題の解決や産業の発展、行政運営の効率化などに積極的に活用します。
		● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活や働き方にも大きな変化が生じており、都市圏においても地方移住の関心が高まる中、ＷＩＴＨコロナ・ＰＯＳＴコロナの新しい時代を見据えた社会変化に対応していく必要があるため、時代を捉えた市政運営を推進します。
		● 市民への迅速で的確な情報提供のため、市政だよりや市ホームページはもとより、これまで以上に、様々な媒体を活用し、あらゆる世代に対して本市の魅力を発信することにより、定住促進や交流人口の増加につなげます。

2.第６次総合計画について

【まちづくりの土台となる取組について】

目指す都市像を実現するため、どのような場面においても必要となる、まちづくりを支える取組を「土台となる取組」と位置付け新しい宇治のまちづくりを進めます。

No	土台となる取組	考え方
2	多様な主体との連携・協働と担い手づくりの推進	● 市民と行政がともに目標に向かって取り組むためには、市民や企業、関係団体、ＮＰＯ、大学等の主体的な関わりが重要なため、市民をはじめ宇治に関わるすべてのひとによる「オール宇治体制」により、まちづくりを積極的に進めます。
		● 新しい時代に向けた魅力あるまちづくりを実践するため、市民がまちづくりに参加できる仕組みづくりやこれらを担う人材の発掘・育成に取り組み、ひとづくりから始めるまちづくりを進めます。
3	将来を見据えた持続可能な行財政運営	● 人口減少と少子高齢社会が進行する中においても、市民満足度を高め、市民福祉の維持・増進を図るため、税収等の財源の確保に努めるとともに、選択と集中を徹底し、より効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。
		● 市民の利便性の向上を図るため、新しいものごとの創造など時代の変化に適切に対応し、多様な市民ニーズに応える職員を育成することにより、一層の行政サービスの充実・改善に努めます。
		● 持続可能なまちづくりには、国や府、近隣市町村との連携が重要であるため、他の地方公共団体と連携し、住民の生活環境の確保、地域の活性化・経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材の育成などのまちづくりに広域的に取り組みます。

2.第６次総合計画について

【重点施策について】

基本構想で示す「まち」を実現するため、第１期中期計画（令和４～７年度）で特に力を入れて実施する次の３つの施策を「重点施策」と位置づけます。

No	重点施策	目標など	考え方
1	**WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全安心**	**新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても市民生活をはじめ、市内産業や行政運営など新たな生活様式や価値観が広がり、社会全体に様々な変化をもたらしています。このような中においても、徹底した感染対策のもと、経済の回復、市民生活の支援に継続して取り組んでいくとともに、社会情勢の変化を的確に捉える中で、WITHコロナ・POSTコロナ時代の安全安心なまちを目指します。**	● 感染拡大防止のため、各施設や取組における感染対策を徹底するとともに、市民・活動団体への支援や啓発活動を行うことで、市内全体の感染拡大防止に努めます。
			● 市内の経済活動を支援するため、事業者による感染防止対策の強化や社会情勢の変化を捉えた事業展開への支援を充実します。

2.第６次総合計画について

【重点施策について】

基本構想で示す「まち」を実現するため、第１期中期計画（令和４～７年度）で特に力を入れて実施する次の３つの施策を「重点施策」と位置づけます。

No	重点施策	目標など	考え方
2	みんなでつくる子育てにやさしい地域共生社会	一人ひとりの子どもの特性や状況などに応じた切れ目のないきめ細やかな支援や、地域社会全体で子育てを行う環境をつくることで、人や地域などの多様な主体がつながり、地域や社会で支えあう子育てにやさしいまちづくりを進めます。	● 地域全体で子育てにやさしいまちをつくることで、子育て世代だけでなく、すべての人を地域全体で支える切れ目のないサポート体制を構築し、人と人、人と地域等が世代や分野を超えてつながり、支えあうまちを目指します。 ● 安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て世代及び子ども自身をターゲットとした施策を展開し、子育て世代の転入増加・転出抑制や子どもが成長した時に宇治に留まる・戻ってきたくなるまちを目指します。

2.第６次総合計画について

【重点施策について】

基本構想で示す「まち」を実現するため、第１期中期計画（令和４～７年度）で特に力を入れて実施する次の３つの施策を「重点施策」と位置づけます。

No	重点施策	目標など	考え方
3	**活力あふれる産業振興と未来への投資**	**将来にわたって持続発展できるまちをつくるため、地域資源を活かした市内産業の振興や地域の特性を活かした都市基盤整備など、活力あふれる産業振興と未来への投資により、市民や地域生活を支えるまちづくりを進めます。**	● 主に若者の減少がまちの少子高齢化、活力の低下、地域の担い手不足等につながるため、若者の雇用や起業に対する支援をはじめ、まちの活性化に寄与する中小企業の支援や、農業振興策、観光振興策を行い、活力あふれる産業振興を目指します。
			● 生活の利便性や安全性の向上に向けた道路・交通ネットワークの構築をはじめ、地域特性を活かした駅周辺の道路整備など、未来の宇治市の発展につながる都市基盤整備により、地域の活性化を図ります。

資料3－3

第４回宇治市総合計画審議会 令和３年９月７日	資料⑤

第６次総合計画の全体像（案）

次期総合計画の全体像は以下のような項目と内容で構成します。

まちづくりの「土台となる取組」

時代の潮流を捉えた市政運営

DX・Society5.0　SDGs　地方創生　情報発信

多様な主体との連携・協働と担い手づくりの推進

産・学・官・民（市民・NPO等）等「オール宇治体制」　ひとづくり

将来を見据えた持続可能な行財政運営

健全な行財政運営　組織改革・人材育成　広域連携

資料4

第３回宇治市行政改革審議会
令和3年10月11日

資料⑤

宇治市の財政状況について

１．歳入・歳出決算額の推移

歳入・歳出の決算額の推移については、平成２３年度以降、おおむね６００億円前後で推移していましたが、令和２年度決算は新型コロナウイルス感染症への対応策などの影響により、歳入・歳出ともに８００億円台となりました。

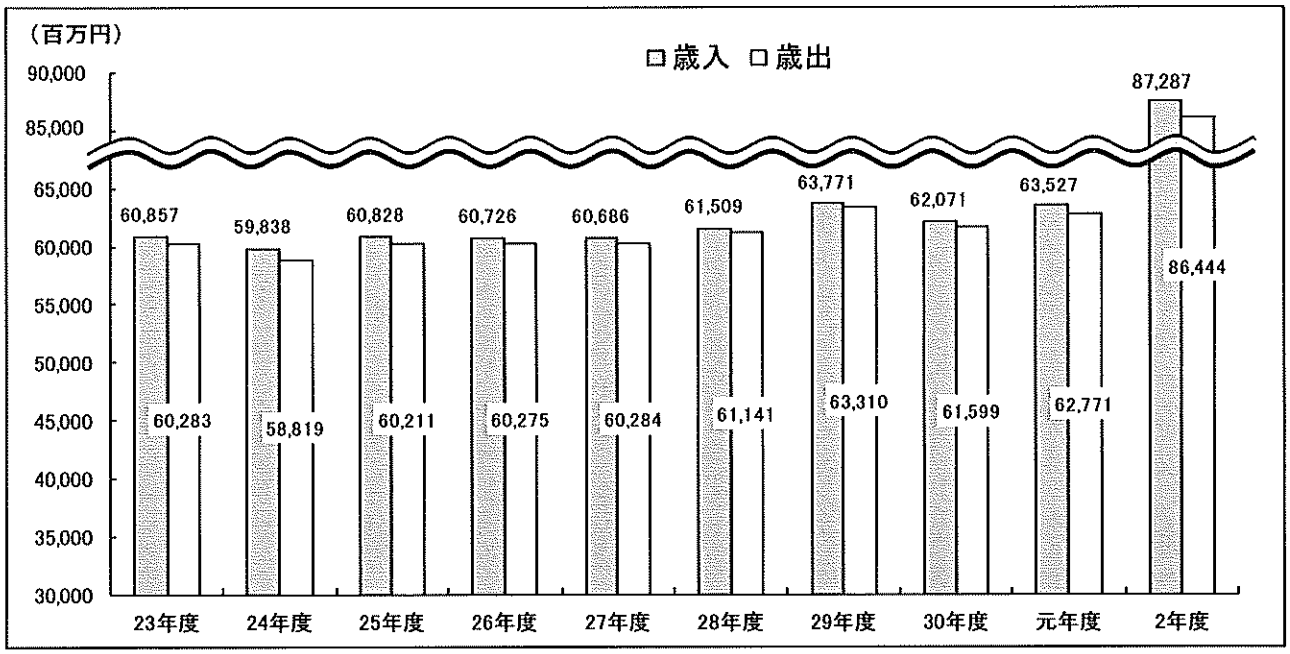

２．経常収支比率および決算の状況

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、市税収入等の増加や財政健全化推進プランの取組などにより、改善しましたが、依然として９５％を超える水準にあり、厳しい状況が続いています。

単年度収支は、財政健全化推進プランの取組以降、３年連続で黒字となっています。

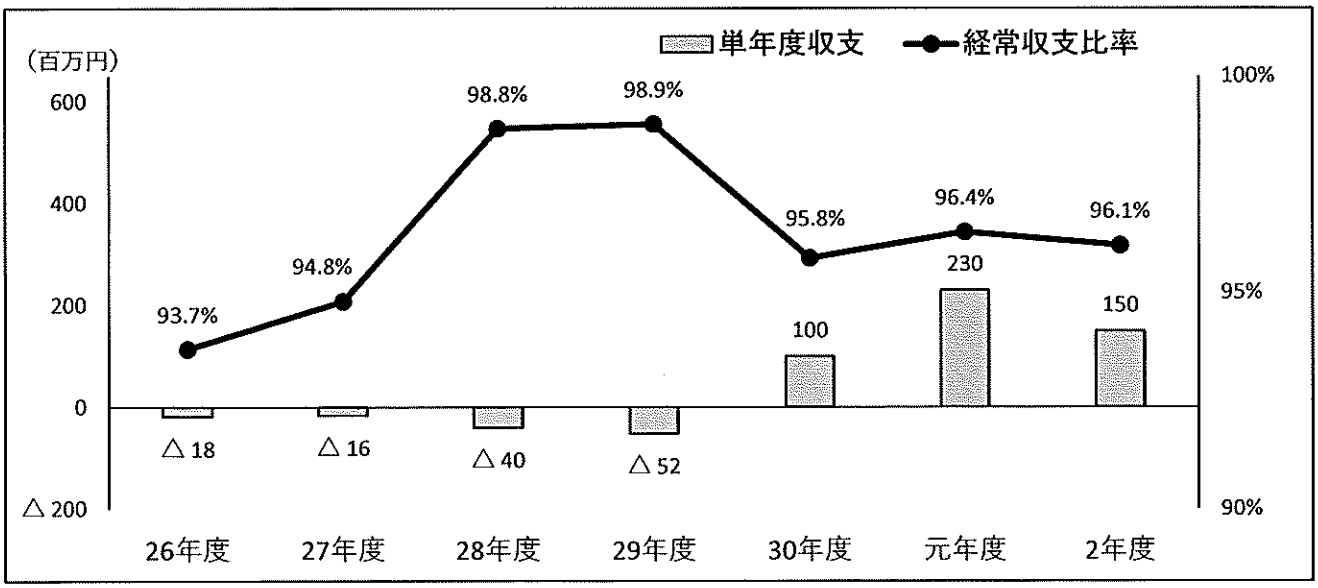

３．市税収入

市税収入は、平成２３年度と令和２年度を比較すると、個人市民税、固定資産税及び都市計画税は、ほぼ同じ水準となっているものの、法人市民税は１１．１億円減少しています。

（単位：億円）

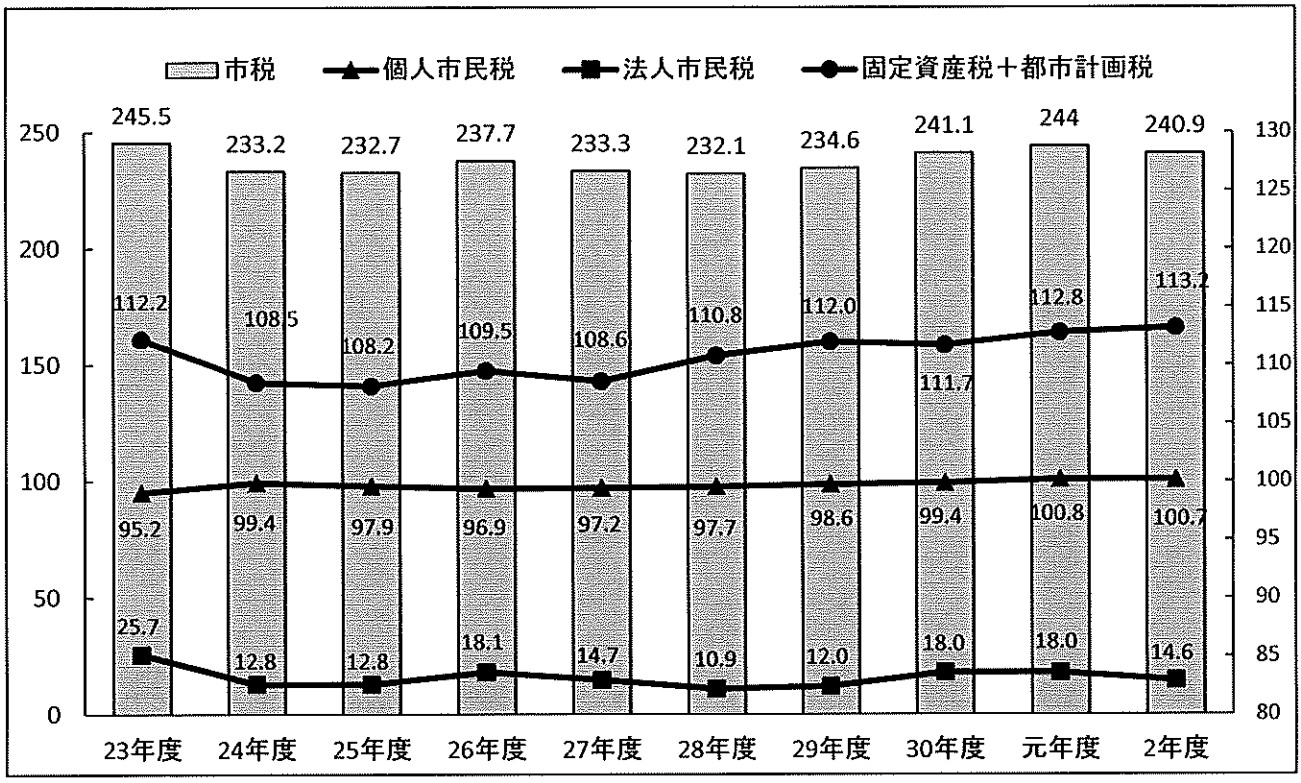

４．実質の地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）

地方交付税と臨時財政対策債（地方交付税の不足を補うため、国が発行を認め、後年度、地方交付税の基準財政需要額に償還額が算入される市債）の発行額を合わせた、実質的な地方交付税額は増加傾向にありましたが、消費税の増税に伴い、地方消費税交付金が増加したことなどを受けて、平成２６年度以降は減少傾向にあります。

（単位：億円）

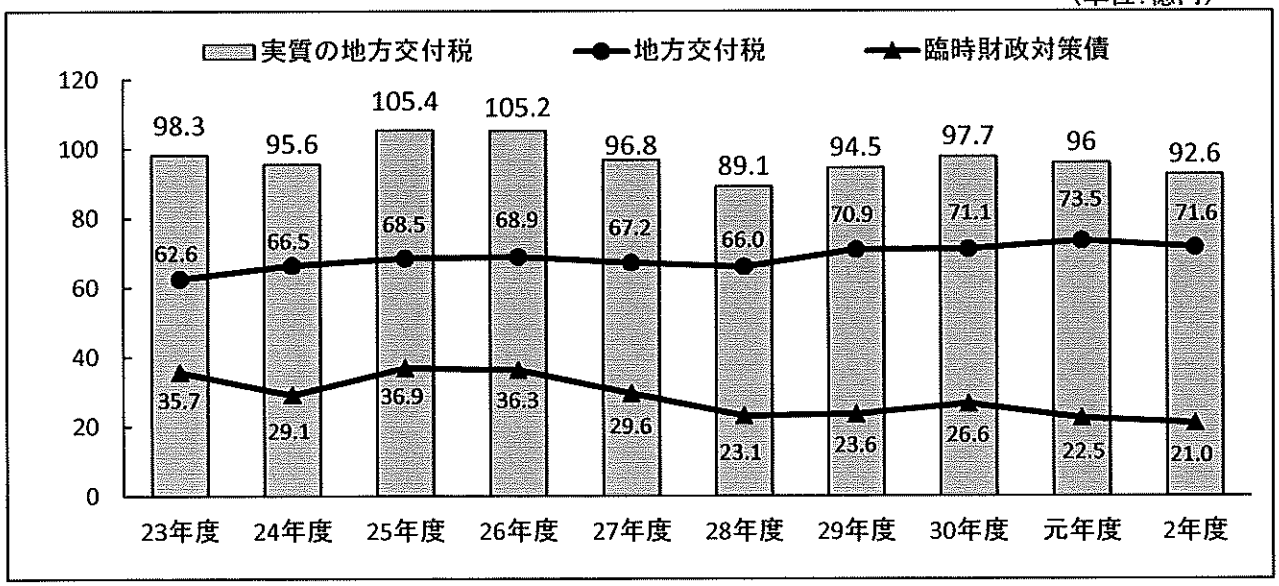

５．義務的経費（人件費・扶助費・公債費）

義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉、保育所運営費等の扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、硬直性の強い経費です。

義務的経費全体として、平成２３年度以降の１０年間で５６．４億円増加しており、人件費は令和２年度から会計年度任用職員制度導入の影響などにより１４．８億円増しています。また、公債費は、市債発行の抑制に努めたことなどにより、概ね横ばいで推移しています。扶助費は保育需要の高まりや高齢者の増加などにより４１．２億円増加しており、今後も増加が見込まれる経費となります。

【義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移】

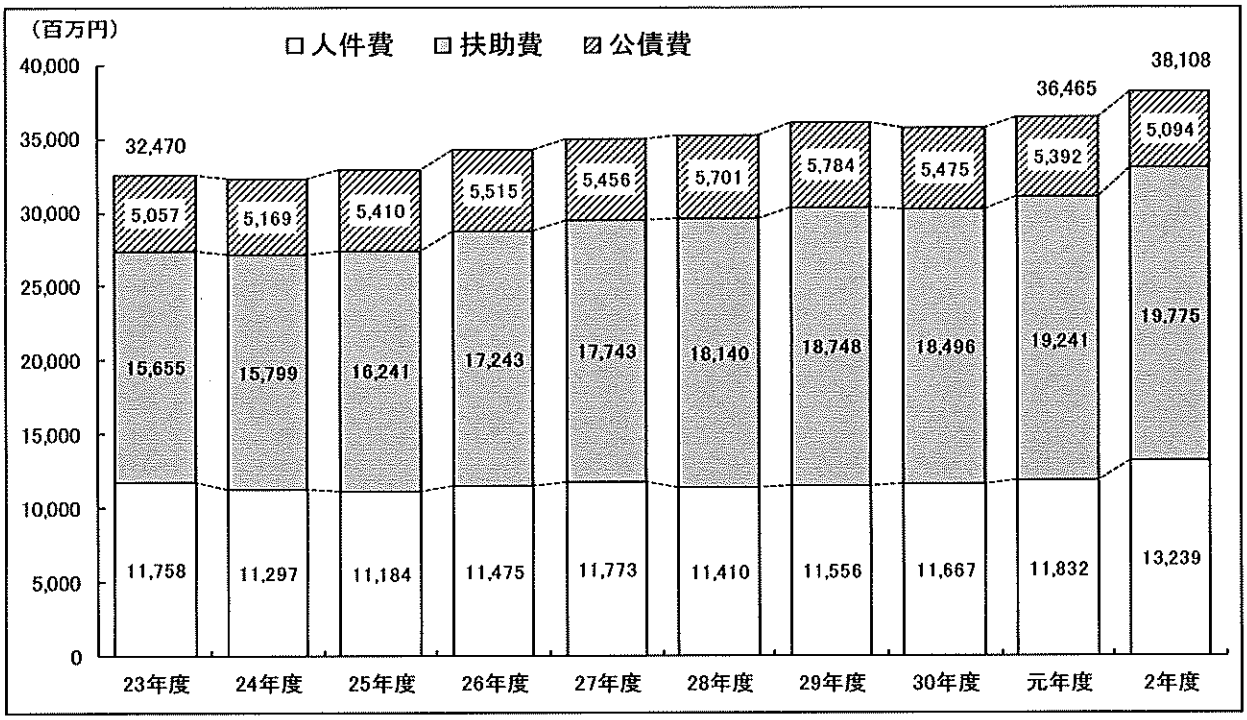

令和２年度の歳出に占める義務的経費の割合は、０．１ポイント減の５８．０％となりました。府内１４市平均および類団平均と比較すると、高い水準で推移しており、他市より財政構造の硬直化が進行している状況といえます。

【歳出に占める義務的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

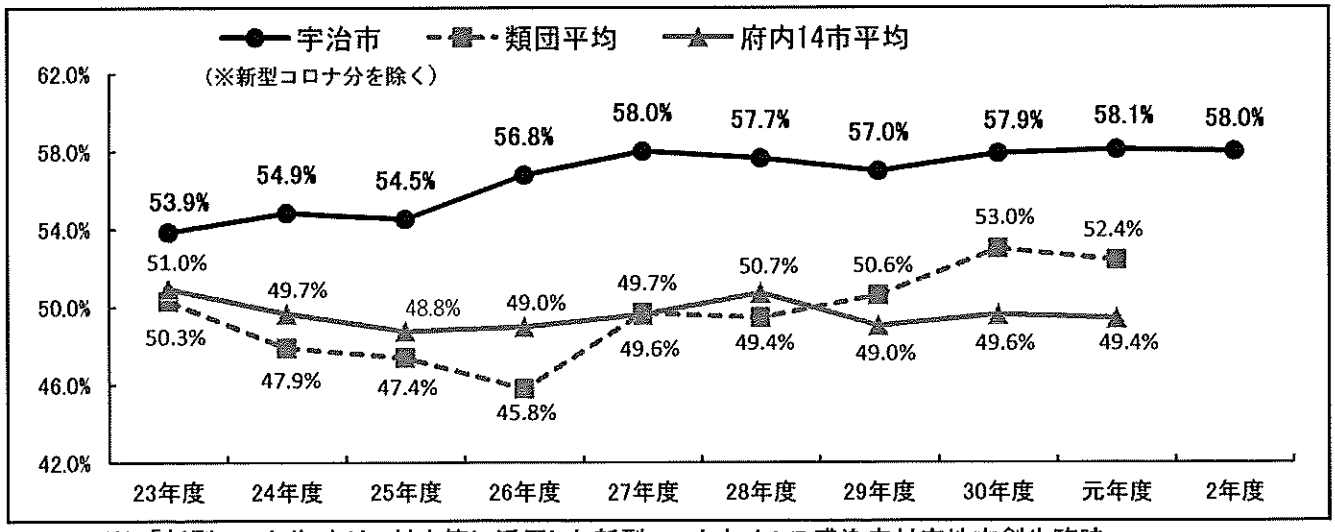

※「新型コロナ分」とは、対応策に活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国・府支出金を活用して実施した事業費をいいます。

５－（１）　人件費

人件費は、団塊世代の大量退職に伴う職員の年齢構成の若返りの影響なども含め、平成２３年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和２年度から会計年度任用職員制度導入により増加しています。

職員給は、平成２３年度と令和２年度を比較すると、近年の人事院勧告が増額勧告であったことなどにより、６．６億円増加しています。

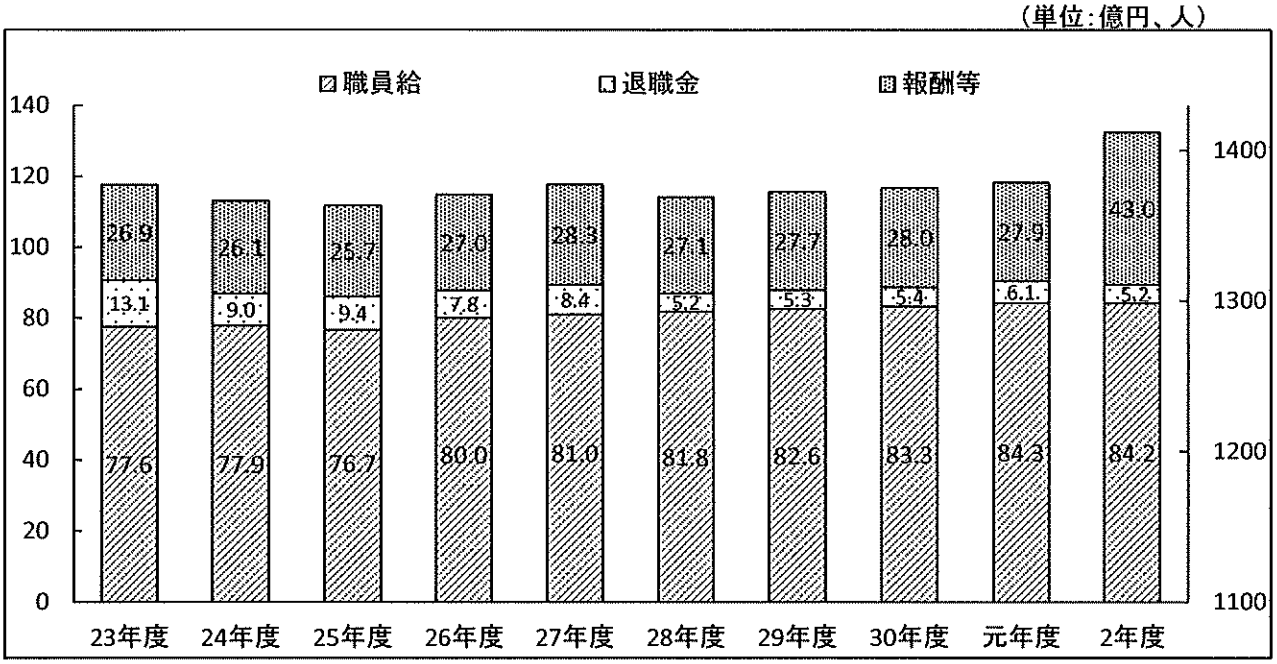

市民一人あたりの人件費については、人口規模の影響もあり、府内平均よりは少ないものの、類団平均と比較すると多くなっています。

【市民一人あたりの人件費の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）

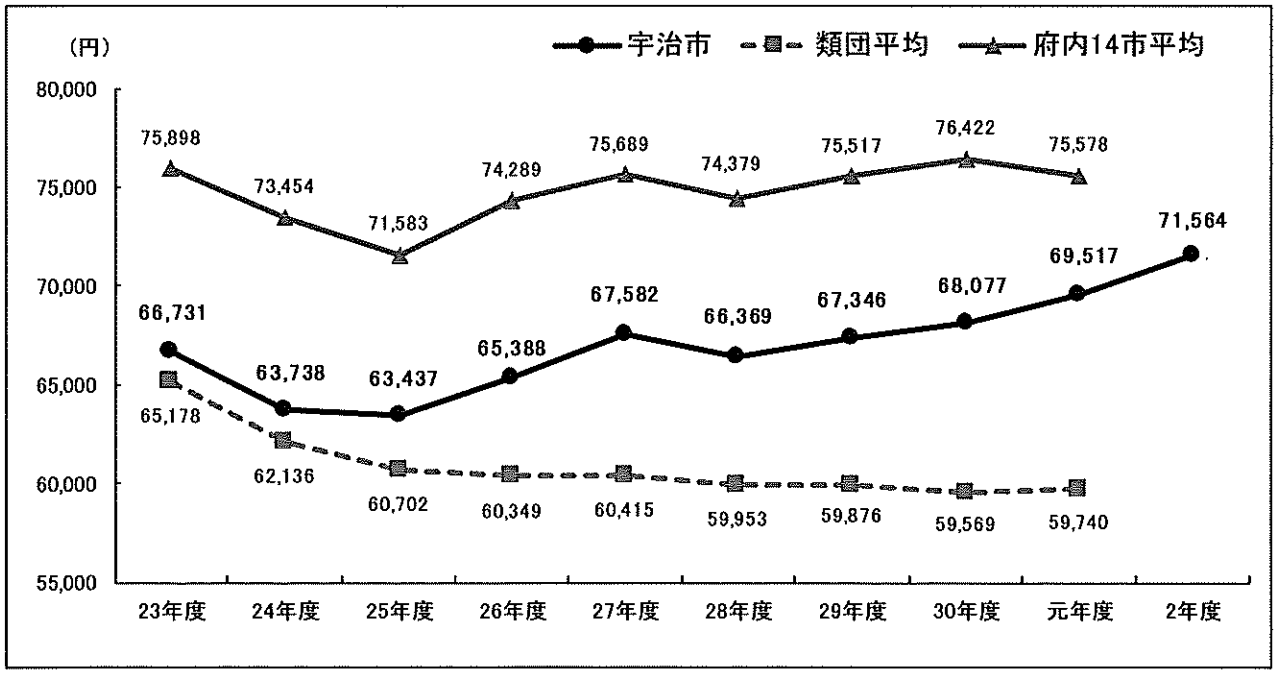

令和元年度の歳出に占める人件費の割合を府内１４市および類団平均と比較すると、本市は他市より高い水準にあり、府内では５番目に高い数値となっています。

【令和元年度　歳出に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

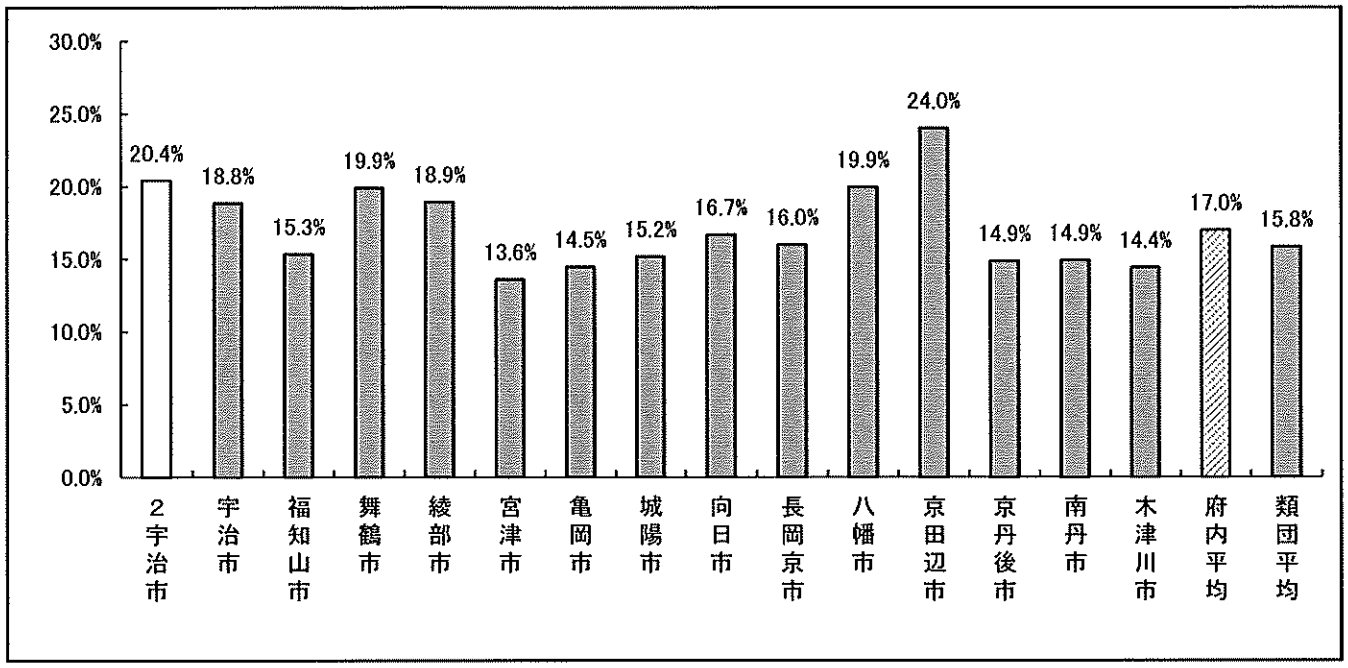

５－（２）　扶助費　（社会保障関係経費）

社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

扶助費は、障害福祉サービスの充実や保育需要の高まり、高齢者の増加などによって増加傾向にありこの１０年間で４１．２億円増加しています。

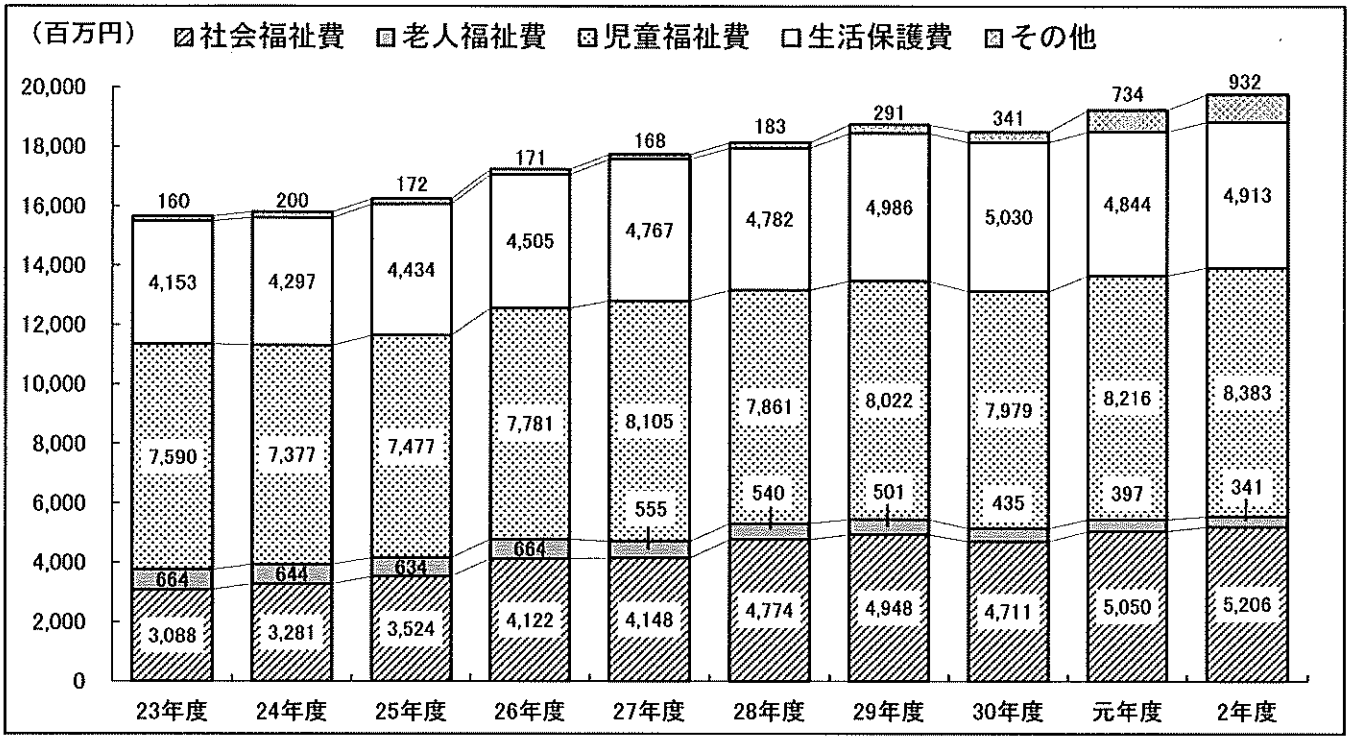

令和元年度の歳出に占める扶助費の割合を府内１４市および類団平均と比較すると、本市は他市より高い水準にあり、府内では２番目に高い数値となっています。

【令和元年度　歳出に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

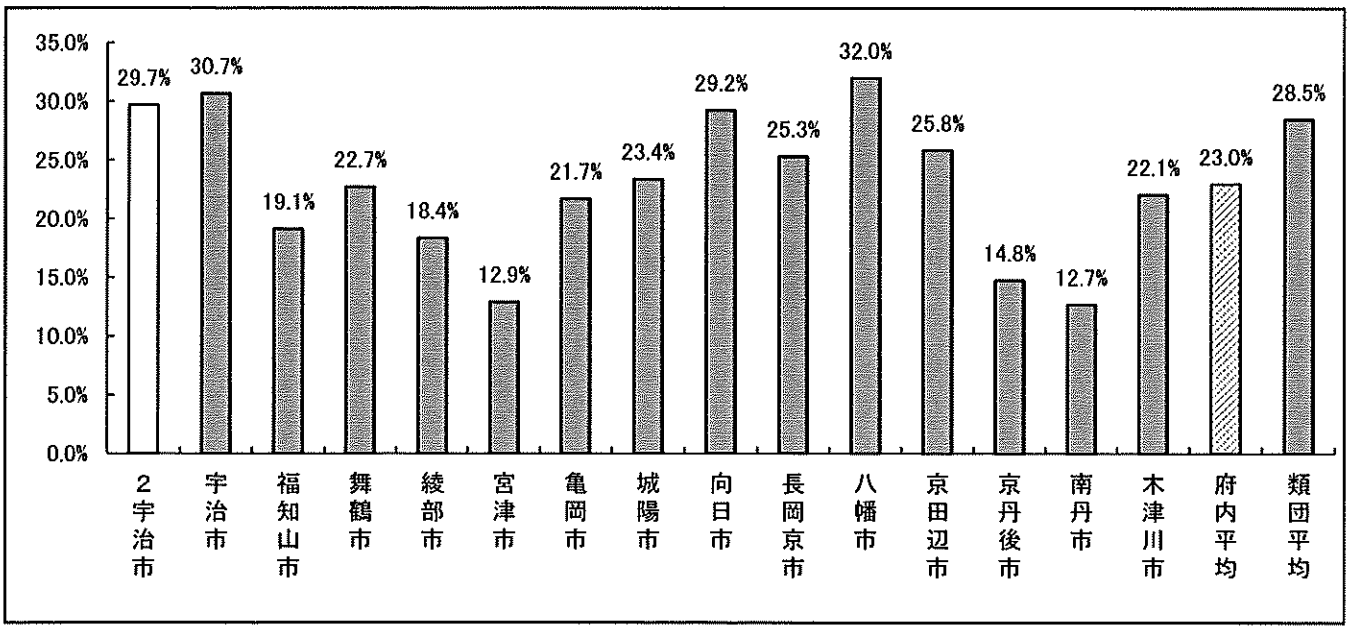

５－（３）　公債費

臨時財政対策債償還額が増加傾向にあるものの、投資的経費（普通建設事業費＋災害復旧事業費）に充当する市債について、投資的経費の規模の調整なども含めて、公債費の抑制に努めています。

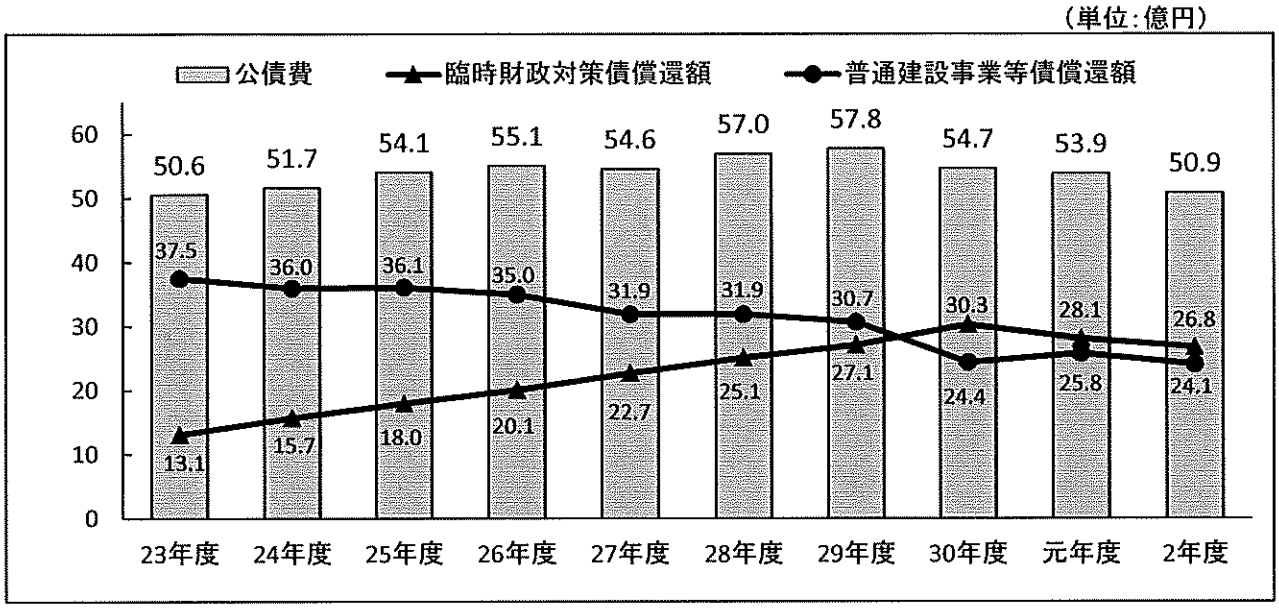

令和元年度の歳出に占める公債費の割合を府内１４市および類団平均と比較すると、本市は府内他市より低い水準にあり、府内では４番目に低い数値となっているものの、類団平均よりは高い数値となっています。

【令和元年度　歳出に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）

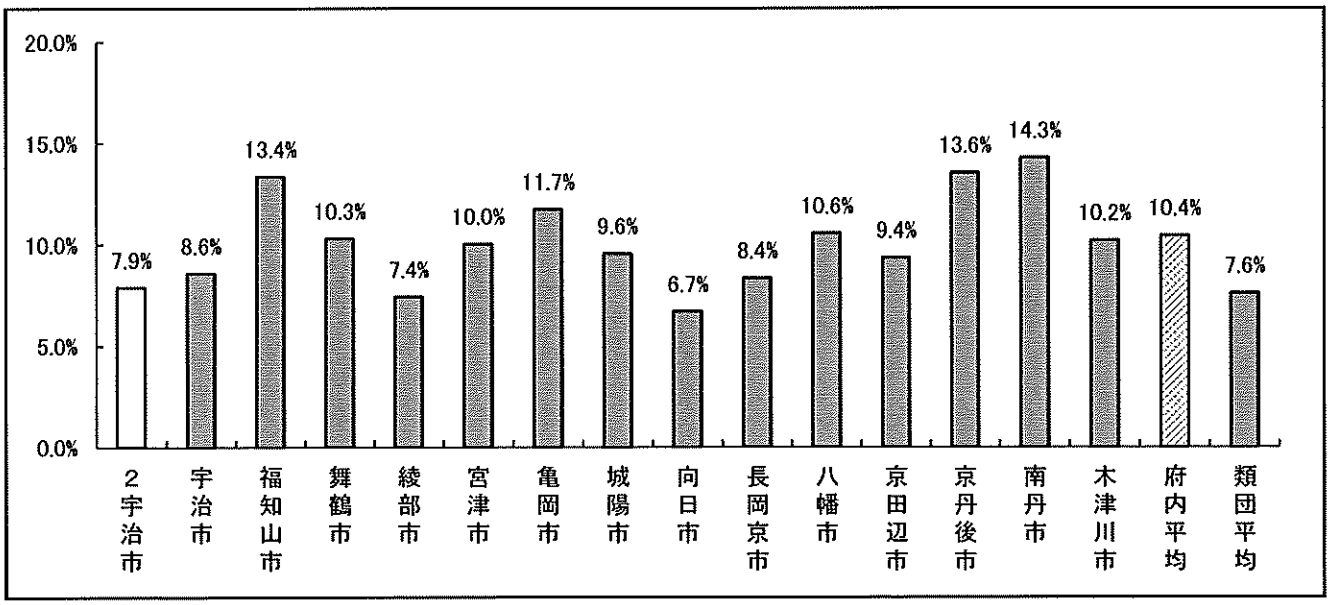

６．投資的経費（普通建設事業費＋災害復旧事業費）

平成２３年度は、宇治黄檗学園の整備などにより、教育費が大きく増加し、平成２４年度から平成２６年度は、京都府南部豪雨災害にかかる災害復旧事業などにより、その他が大きく増加しました。

平成２７年度以降については、お茶と宇治のまち歴史公園の整備や学校施設にかかるトイレ・ライフラインの改修、ＪＲ奈良線複線化関連事業などを実施してきました。

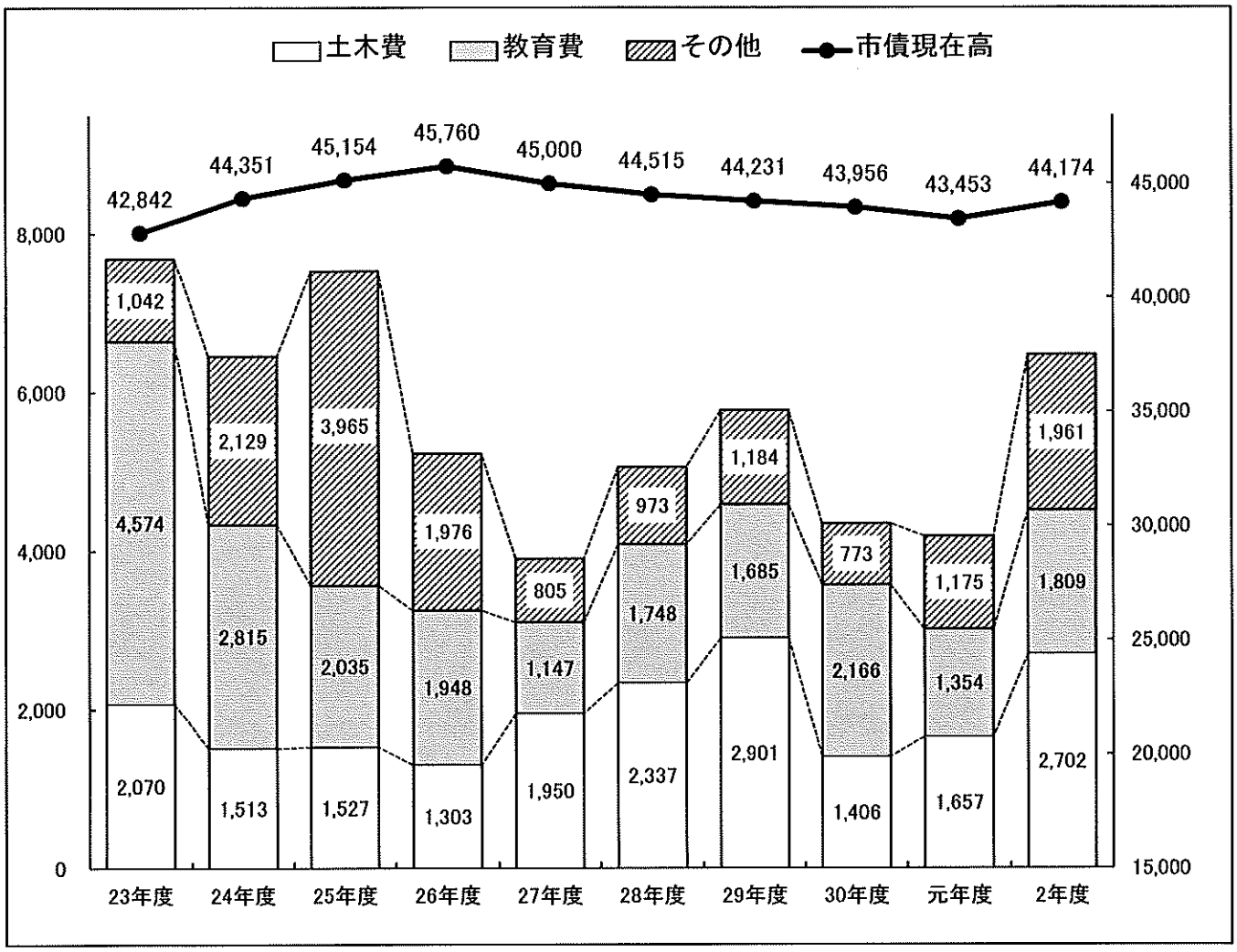

第３回宇治市行政改革審議会 令和３年１０月１１日	資料⑥

４年間の財政健全化の取組等について

財政見通しにおける大幅な収支不足をはじめ、予算編成における多額の基金繰入や財政の硬直化が一層進んでいる状況をふまえて、平成２９年度に策定した財政健全化推進プランに基づき、平成３０年度～令和３年度の４年間において、まずは人件費をはじめとした内部経費の削減を実施したうえで、抜本的な事務事業の見直し等を進めてきました。

こうした取組により、平成３０年度以降、基金に大きく依存することなく予算編成を行うことができており、経常収支比率の改善や単年度収支が３年連続で黒字となったことなども含めて、収支不足の解消が図られるとともに、新たな施策展開に必要な財源を確保することができました。

＜収支不足の解消について＞

（単位：億円）

	財政見通し				実績			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入	623.4	623.0	627.1	624.5	617.9	624.8	627.0	628.7
歳出	633.9	644.4	652.0	652.5	617.9	624.8	627.0	628.7
差引	△ 10.5	△ 21.4	△ 24.9	△ 28.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	△ 84.8				0.0			

↓

予算編成において収支不足を解消

収支不足解消にかかる主な要因　　計　△ 約１０５億円

・プランに基づく４年間の取組額　　△ 約６０億円

→　人件費等の削減、個人給付やイベントなどの事務事業の見直し、
使用料・手数料等の見直しや市有地売却等による歳入の確保など

・歳入における市税の増加　　△ 約２０億円

→　法人市民税などの影響によるもの

・その他の要因　　△ 約２５億円

→　公債費、投資的経費の減など

４年間での新たな施策展開　　計　＋ 約 ２０億円

・新規・拡充事業などに要した経費　　＋ 約２０億円

→　高齢者施策、子育て支援の充実、防災対策
学校・公共施設の長寿命化など

合計　△ 約８５億円

＜基金および市債の状況について＞

基金については、基金に大きく依存しない予算編成や単年度収支が黒字となったことなどにより、財政調整基金をはじめとする基金現在高の確保を図ることができました。

また、市債については、投資的経費の精査も含めて発行額の抑制に努めたことなどにより、公債費や現在高について、財政見通しで示す目標の範囲内に抑えることができました。

第３回宇治市行政改革審議会 令和３年１０月１１日	資料⑦

人件費等の見直しに関する取組について

＜第７次行政改革における取組状況＞

取組項目　人件費等の削減　　数値目標：９．５億円（Ｒ３年度）

（１）適正な定員管理の推進

年度	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３	合計
目標	▲５	▲５	▲５	▲５	▲２０
削減数	▲７	▲２	▲５	▲７	▲２１

※Ｒ３は４月１日時点

（２）給与の適正化等の取組

【主な取組内容】
＊特別職の給料減額措置の拡大（▲５％→▲７～１０％）
＊管理職員の給料減額措置の拡大（▲２～４％→▲３～５％）
＊一般職員の昇給を抑制

◇効果額見込み

項目	数値目標等	効果額（見込み）
適正な定員管理の推進	４．３億円	４．４億円
給与の適正化等の取組	５．２億円	６．４億円
人件費等の削減	９．５億円	１０．８億円